

# 平成26年度 市民税・県民税

市民の皆さんに納めていただく税金は、皆さんの安全で快適な暮らしを守るために使われます。その税金のひとつに住民税があり、市民税と県民税を合せたものをおいいます。個人の住民税は、税金を負担する能力

のある方が、均等の額で負担する均等割と所得金額に応じて負担する所得割から構成され、**その年の1月1日現在に住んでいる市町村から前年中の所得に基づいて課税されること**になっています。

問 課税課(☎826-1111 内線2232)

## ■市民税・県民税を納める方

### 平成26年1月1日現在

- ◎市内に居住し、平成25年中に一定以上の所得のあった方
- ◎市内に居住していないが、市内に事務所、事業所、家屋敷を所有している方(均等割のみ)

## ■市民税・県民税が課税されない方

- ◎平成25年中に所得のなかった方
- ◎生活保護法による生活扶助を受けている方
- ◎障害者、未成年者、寡婦／寡夫で平成25年中の合計所得金額が125万円以下の方
- ◎平成25年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の方  

$$32\text{万円} \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数}) + 18\text{万9千円}$$
- ※控除対象配偶者または扶養親族がいる場合のみ、18万9千円を加算します。

**土地・建物などの分離譲渡所得は、計算方法が異なります。税率などについて細かく規定されていますので、詳しくは、お問い合わせください。**

## ■納める方法

市民税・県民税を納める方法には、主に次の方法があります。

●**納税通知書で納める方法(普通徴収)…事業所得者など**

※市から個人あてに直接送付する納税通知書(6月12日(木)に発送)により、年税額を平成26年6月、8月、10月、27年1月の4回の納期に分けて納めていただきます。

●**勤務先で給与から天引きして納める方法(特別徴収)…給与所得者**

※年税額を平成26年6月から27年5月までの12回に分けて、給与から天引きして納めていただきます。

●**公的年金から差し引いて納める方法(特別徴収)…公的年金受給者**

※年税額を平成26年4月から27年2月までの6回に分けて、年金から差し引いて納めていただきます。



## 税額の計算方法

$$\begin{array}{rcl} \text{課税総所得額} & \times & \text{税率 } 10\% \text{ ②} \\ (\text{所得金額} - \text{所得控除} \text{ ①}) & & = \quad \text{所得割額 } \text{ ③} \\ \\ \text{所得割額} & - & \text{税額控除 } \text{ ④} \\ & & + \quad \text{均等割額 } \text{ ⑤} \\ & & = \quad \text{年税額} \end{array}$$

### ①所得控除の種類／

雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦／寡夫控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除

### ②税率／市民税…6%、県民税…4%

③所得割額／各人の所得に応じて負担します。平成25年中の合計所得が次の算式で求めた額以下の方は所得割がかかりません。

$$35\text{万円} \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数}) + 32\text{万円}$$

※控除対象配偶者や扶養親族がいる場合のみ、32万

円を加算します。

④税額控除／調整控除、配当控除、外国税額控除、配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除

※市・県民税には、政党等寄付金特別控除などの制度はありません。

⑤均等割額／税金を負担する能力がある方が均等に負担します。市民税…3500円、県民税…2500円

※市民税には復興税(500円)が県民税には復興税(500円)と森林湖沼環境税(1000円)が含まれます。

## 平成26年度の主な改正点

### ●市県民税均等割の税率の特例(平成26年度から35年度まで)

「東日本大震災からの復興に關し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、平成26年度からの市・県民税均等割額にそれぞれ500円加算されます。

市民税均等割 3000円→3500円 県民税均等割額 2000円→2500円 合計額 5000円→6000円

※県民税均等割額には、森林湖沼環境税(1000円)を含みます。

### ●給与所得控除の見直し

給与所得控除について、給与収入金額が1500万円を超える場合に、245万円の上限が設けられました。

### ●ふるさと寄附金税額控除の見直し

地方公共団体に寄附(ふるさと納税)を行った場合、所得税の寄附金控除と市・県民税の寄附金税額控除により、寄附金額のうち2000円を超える額について全額控除できる仕組みとなっています。

平成25年から国税で復興特別所得税(2.1%)が課税されることに伴い、所得税で寄附金控除の適用を受ける場合は、復興特別所得税分へも反映するため、ふるさと寄附金に係る市・県民税の特例控除額が調整されます。

#### 市・県民税におけるふるさと寄附金税額控除額の算定式

ふるさと寄附金税額控除額=基本控除額(※1)+特例控除額(※2)

※1 基本控除額=(寄附金額-2000円)×10%(寄附金額は総所得金額の30%が限度)

※2 改正前 特例控除額=(寄附金額-2000円)×(90%-〔0~40%の所得税の税率〕)

改正後 特例控除額=(寄附金額-2000円)×(90%-〔0~40%の所得税の税率〕)×1.021)

## 公的年金からの市民税・県民税の差し引き(特別徴収)

平成21年10月支給の年金から市・県民税の特別徴収(以下「年金特徴」)が開始されました。年金特徴とは、市・県民税のうち、公的年金にかかる市・県民税額を年金から差し引いて納めていただく制度です。

※年金特徴は、徴収方法が変更になるだけで、市・県民税の税額が変更になる制度ではありません。

### ●対象となる方

市・県民税の納稅義務者のうち、前年中に公的年金の支払いを受けた方で、当該年度の初日(4月1日)に老齢等年金給付(老齢または退職を支給事由とする年金)の支払いを受けている65歳以上(昭和24年4月2日以前の生まれ)の方。ただし、年金の収入金額などにより対象にならない場合もあります。

※ご自身が対象になっているかは、6月中旬にお送りする税額決定兼納稅通知書をご確認ください。

### ●徴収方法

【新たに特別徴収になる方】

徴収方法	自分で納付(普通徴収)			年金からの差し引き(特別徴収)		
徴収月	年度前半			年度後半		
	6月	8月		10月	12月	2月
税額	年税額の2分の1			年税額の2分の1		
	年税額の4分の1	年税額の4分の1		年税額の6分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1

【前年度から引き続き特別徴収の方】

徴収方法	年金からの差し引き(特別徴収)					
徴収月	年度前半(仮徴収)			年度後半(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度後半の額			年税額と年度前半(仮徴収)分の差額		
	26年2月と同じ額	26年2月と同じ額	26年2月と同じ額	26年度住民税額の残りの3分の1	26年度住民税額の残りの3分の1	26年度住民税額の残りの3分の1